第七節　　口座振替納付制度

１．口座振替納付の概要

国庫金の電子決済インフラの整備に伴って、特許料又は登録料及び手数料（以下「手数料等」といいます。）の料金納付手続の簡素化を図る観点から、２００９（平成２１）年１月１日より、従来の納付方法に加え、金融機関の預貯金口座からの振替による納付を可能とする口座振替納付制度を導入しました。

この口座振替は、手数料等の納付手続の際の申出により、本人の預貯金口座から当該手数料等をリアルタイムで引き落とす制度ですが、この制度を利用できるのは、オンラインによる手続をした場合に限定されます（※書面で手続される場合は利用できません）。

２．口座振替による納付ができる者

以下の条件を全て満たす者が対象となります。

(1)　識別番号が付与されている者

(2)　オンライン手続ができる者

(3)　下記「４．事前登録」を行い、特許庁から「振替番号登録通知」が通知されている者

※　上記要件において、オンライン手続ができない者であっても、手数料等の包括納付、自動納付による納付について、別途事前の申出により、口座振替納付は可能です。

３．口座振替納付の対象となる手数料等

口座振替により納付ができる手数料等は、オンライン手続ができるすべての特許料等及び手数料の納付と、特許料又は登録料の包括納付制度及び自動納付制度（別途事前の手続が必要です）です。

※　具体的な例示は、第五節「２．予納により納付することができる手数料等」の項を参照してください。

４．事前登録

(1) 口座振替による納付をする者は、あらかじめ特許庁長官に必要事項を記載した書面を提出します。

①　書面（書式）は、特許庁ホームページに掲載の「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書（新規）（以下「申出書」といいます。）」（【納付者保管用】【特許庁保管用】【金融機関保管用】の３枚１組）を利用し、【納付者保管用】に必要事項を入力した後、印刷してください。

※　入力方法等の詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。

②　「申出書」には、金融機関に登録されている印鑑を押印し、【特許庁保管用】、【金融機関保管用】の２枚を特許庁に提出してください。なお、【納付者保管用】は、納付者の方が大切に保管してください。

③　記載内容に不備があった場合には、提出された「申出書」２枚を返却しますので、新たに

「申出書」を作成するか、訂正を行い（訂正箇所に銀行印による訂正印が必要です。）再度提出してください。

(2) 振替番号の通知

特許庁長官は、申出書を受理したときは、これに「振替番号」を付与し、その番号を提出者に通知します。

５．出願書類等の納付手続

(1) 手続者は、手続書類の【手数料の表示】等の欄に、【振替番号】および【納付金額】の項目を設け、振替番号および手数料等の金額を記載して手続をします。

(2) 特許庁は、振替番号から振替情報を取得し、財務省会計センターより納付番号を取得します。

(3) 特許庁は、取得した納付番号を用い、法令および三者間契約に基づき手続者に代わり、金融機関に対し振替（納付）の要求を行います。

(4) 手続書類に記載された手数料等の金額より預金残高がある場合は、振替は完了しますが、預金残高が不足する場合は、振替がでませんので料金に係る補正（補充）指令の対象となります。

(5) 手続者は、随時、振替番号毎の情報照会や預金通帳の記帳により振替状況を確認することができます。

６．取扱い金融機関名

口座振替は、特許庁への口座振替が可能な金融機関に限られます。取扱金融機関の最新情報は、特許庁ホームページ「口座振替による納付（取扱金融機関一覧）」に掲載しています。

（注）バーチャル口座等、一部ダイレクト方式の口座振替の取扱いができない口座があります。取扱いは、金融機関によって異なりますので、各金融機関にご確認ください。

７．口座振替納付の手続フロー

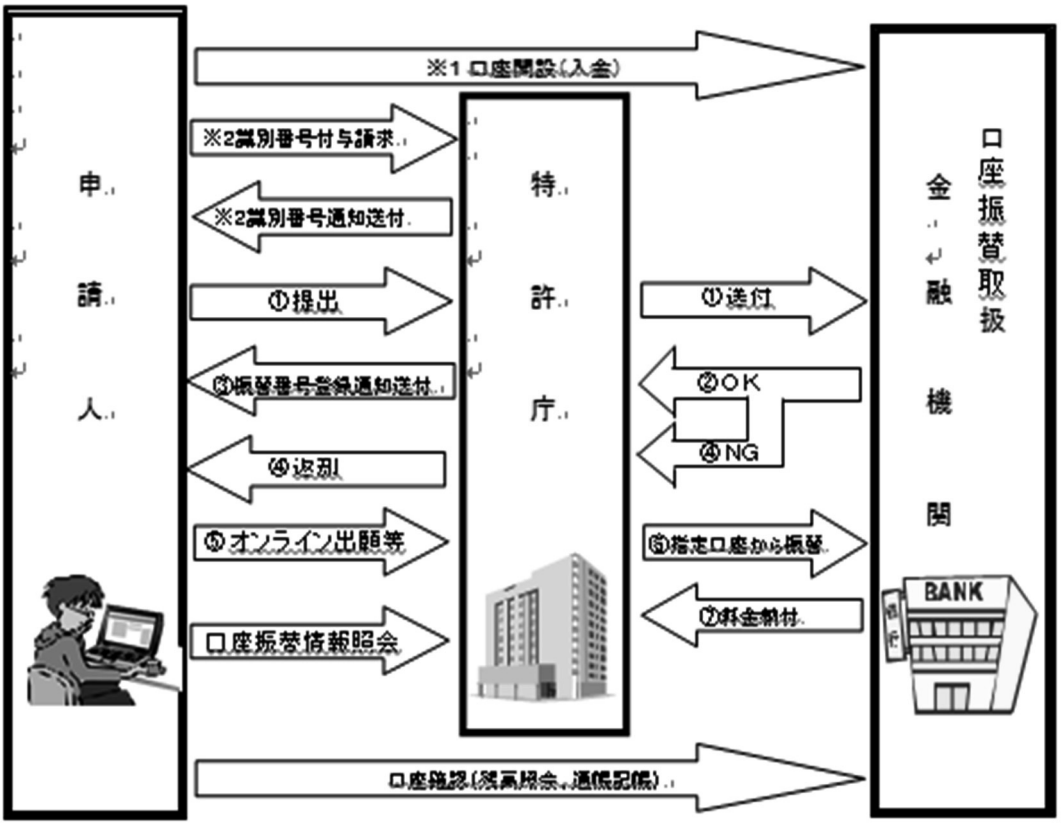

①、④口座振替納付申出書・依頼書（金融機関保管用、特許庁保管用）
②口座振替納付申出書（特許庁保管用のみ）
※１口座振替取扱金融機関に預金口座がない者
※２識別番号がない者
＊①～④は事前手続
＊⑤～⑦は納付手続

８．申出書等の提出先

(1) 窓口に提出

特許庁１階　出願課受付窓口

(2) 郵送で提出

〒１００－８９１５

東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁長官　　あて

９．申出書の提出

申出書は特許庁ホームページからダウンロードして作成できます。

＜書式：作成例＞

控

特許料等手数料及び登録免許税ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼
特許料等手数料及び登録免許税ダイレクト方式預金口座振替依頼書（新規）

【納付者保管用】

XX年　XX月　XX日

特許庁長官　殿

私は、特許料等手数料及び登録免許税の納付をダイレクト方式預金口座振替により納付することとしたいので、特許庁長官が発行する手数料額等必要な納付情報を下記指定の金融機関に送付して下さい。

取扱金融機関　御中

私は、特許料等手数料及び登録免許税をダイレクト方式預金口座振替により納付することとしたいので、下記約定を確約のうえ依頼します。

1. 識別番号・指定預金口座等

識別番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9									
住　所	〒 100-8915 東京都千代田区霞が関3－4－3													電話番号	03-3581-1101			
フリガナ 納付者 氏名 (口座名義人)	カブシキガイシャ　○○○　ダイヒョウトリシマリヤク　△△　□□ 株式会社　○○○　代表取締役　△△　□□													金融機関お届け印 印				
指　定 金融機関	金融機関コード					支店コード					預金種別	口座番号						
	金融機関名　　支店										1. 普通							
ゆうちょ 銀　行	金融機関コード	9	9	0	0	預金種別	1.通常											
	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)						番号(右詰でご記入下さい)											
	1	2	3	4	5	※	0	1	2	3	4	5	6	7				

2. 対象料金　　特許料等手数料及び登録免許税

3. 振替日時　　振替情報送付日時

4. 振替開始日　　振替番号発行後

約　定

1. 特許庁から私名義の納付情報が送付されたときは、私に通知することなく、納付情報に記録された金額を指定預金口座から引き落しのうえ納付して下さい。なお、この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差しつかえありません。
2. 前項の指定預金口座からの引き落しにあたっては、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
3. 振替時において納付情報記録金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく納付情報を返戻してもさしつかえありません。
4. この契約を解約するときは、私から特許庁長官を経由して指定した金融機関に書面をもって届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり特許庁から納付情報の送信がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
5. このダイレクト方式預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

※　入力方法等の詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。

１０．口座振替納付の解約

口座振替による納付の届出を解約するときは、「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替解約届」を提出してください。

＜書式：作成例＞

控

特許料等手数料及び登録免許税ダイレクト方式預金口座振替解約届　【納付者保管用】

XX年　XX月　XX日

特許庁長官　殿

私は、特許料等手数料及び登録免許税のダイレクト方式預金口座振替契約を解約したいので、
下記指定の金融機関に送付してください。

取扱金融機関　御中

私は、貴金融機関に依頼している下記のダイレクト方式預金口座振替契約を解約したいのでお届けします。

1. 識別番号・指定預金口座等

識別番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	振替番号	9	9	9	9	9	9	9	9		
住　所	〒　100-8915 東京都千代田区霞が関３－４－３																		電話番号	03-3581-1101
フリガナ 納付者 氏名 (口座名義人)	カブシキガイシャ　○○○　ダイヒョウトリシマリヤク　△△　□□ 株式会社　○○○　代表取締役　△△　□□																		金融機関お届け印 印	
指　定 金融機関	金融機関コード					支店コード					預金種別	口座番号								
	金融機関名　　支店										1.普通									
ゆうちょ 銀　行	金融機関コード	9	9	0	0	預金種別	1. 通常													
	記号(8桁目がある場合は※欄にご記入下さい)						番号(右詰でご記入下さい)													
	1	2	3	4	5	※	0	1	2	3	4	5	6	7						

※　入力方法等の詳細は、特許庁ホームページをご覧ください。